

沖縄労働局発表
 平成24年7月27日

担当	沖縄労働局労働基準部 部長 伊藤 秀一 賃金室長 大城 勝夫 電話：098-868-3421
----	---

業務改善助成金の交付決定【20件】達成

沖縄労働局（局長 川口 秀人）では、平成24年5月11日に県内で初めて業務改善助成金決定通知書の交付決定後、20件目を達成しました。

なお、事業場別には、専門サービス業 5件・製造業 4件・美容業と卸・小売り業 3件及び他5件となっております。

沖縄労働局労働基準部賃金室及び最低賃金総合相談支援センター・支援コーナーにおいて中小事業主からの業務改善助成金に関する相談窓口を設けて、引き続き助成金の活用を事業主に呼びかけております。

主な活用事例として、

事業の種類	業務改善内容	交付決定理由
家具・建具製造業	最新型パネルソーを増設する。	現在設置されているパネルソーは旧型で、今回導入する新型のパネルソーを導入することで、作業能率・効率が向上することが期待できるため、業務改善経費として認められる。
介護事業	① 車いす対応可能な送迎用福祉車両を購入する。 ② 社内の就業規則改定を社会保険労務士に委託する。	普通乗用車しかなく、車いす利用者の送迎において、介護労働者の身体的な負担が大きい。今回介護車両を導入することで、介護労働者の身体負担が大幅に軽減され、業務効率の向上が図られ業務改善経費として認められる。 また、就業規則の改定は、事業場内最低賃金の引き上げに伴い改正するものであり、業務改善のための経費と認められる。
美容業	① シャンプー台増設に伴う、解体・設置工事 ② ①の設置に伴い、ガス乾燥機の設置	現在、シャンプー台が2台設置されているが、待ち時間が長くなったり、来店をお断りしていた為に、顧客が減少していた。 シャンプー台を増設することで、待ち時間が少なくなり回転が速くなる。さらに、タオル等乾燥・殺菌を行う、ガス乾燥機を設置することで、タオル等の備品の乾燥時間も短縮されるなど、作業効率の向上が認められ、業務改善経費と認められる。

業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支給対策費補助金）は職場の業務を効率化(改善)することによって経費を削減し、それと同時に労働者の賃上げ（1年当たり40円以上賃金引上げ等）を行った場合に業務改善に要した経費の2分の1（上限100万円）が支給されるものです。

この助成金の支給対象としては、新しい生産機械の導入、車の購入、パソコンや会計ソフトなどの導入、就業規則見直しのための社労士への手数料などがあり、ソフト・ハード面に多様に活用することが可能です。

お問い合わせ先

沖縄労働局労働基準部賃金室
那覇第2地方合同庁舎1号館3階
TEL 098-868-3421

沖縄県最低賃金総合相談支援センター
沖縄産業支援センター6階
沖縄中小企業団体中央会
TEL 098-859-6120

中部地区最低賃金相談支援コーナー
宜野湾商工会内
TEL 098-897-0111

北部地区最低賃金相談支援コーナー
（社）沖縄県労働基準協会北部支部内
TEL 0980-54-4700